

自己評価報告書

平成23年3月31日現在

機関番号：34304

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008 ～ 2011

課題番号：20730028

研究課題名（和文） 医科学研究の自由と規制に関する憲法学的研究

研究課題名（英文） Regulations on medical research and constitutional academic freedom

研究代表者

中山 茂樹 (NAKAYAMA SHIGEKI)

京都産業大学・法務研究科・准教授

研究者番号：00320250

研究分野：憲法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法、学問の自由、生命倫理

1. 研究計画の概要

本研究の目的は、憲法で保障された学問の自由の要請と限界を、人を対象とする医科学研究およびそれについての規制との関係で明らかにすることである。それにより、近時、研究対象者を保護し医科学研究を適切に推進するため、人を対象とする研究についてどのような法的規制を行うべきかを検討することが政策課題となってきた中で、医科学研究の適切な推進のための制度的枠組みの基礎を提供する。かつ、憲法学における学問の自由に関する議論などの発展に貢献する。

そのために、さまざまな分野の学会・研究会に参加して、各種分野の研究者と対話を行っていく。また、内外の文献を収集し、また各種公的審議会等を傍聴して、議論の整理を行う。これらの方法により、まず学問の自由一般について考察し、その後、人を対象とする医科学研究に焦点を絞り、とくに研究内容の事前審査に関する問題を中心にして、学問の自由の要請と限界を明らかにする。

2. 研究の進捗状況

自己決定権の観念や医科学研究の規制のあり方などに関する文献から情報収集し、法的検討を進めた。また、各種の学会・研究会等に参加し、意見交換などを行った。その結果、次のような知見が得られた。

・臨床研究の規制についての憲法学的検討は、実体的権利の観点からも、秩序形成手続の観点からも十分なものとはいえない。

・「人間の尊厳」や「自己決定権」「プライバシー」などの基本的観念について、臨床研究の規制や学問の自由との関係でも検討していく必要がある。とくに「自己決定権」の観

念は多義的である。

・妊娠中絶に関する「自己決定権」の観念は、通常の「自己決定権」とは異なり、「自己」の領域の自律性というより、「自己」の領域そのものを決定する性格がある。それは、日本国憲法の「個人の尊重」も前提としてい

と考えることができる。

・存在を保障されるべき者がいることを前提とし公私区分の観念をもつ社会において、＜誰が存在を保障されるべき者であるのか＞について誰がどのように設定する権能をもつのか、という問題がある。

・機関内倫理審査委員会の法的な位置づけについては、公権力の行使についての法律の留保原則や学問の自由に含まれる研究機関の自治の原則との関係で、かならずしも十分に整理されておらず、日本に現に存在する各種の機関内倫理審査委員会の性格の違いをもふまえた上で、さらに整理・検討していく必要がある。

・生命倫理における社会的合意形成を重視する議論は、社会において諸個人に共有されるべき「幸福」や「生き方」を公共的に設定することを論じるコミュニタリアニズム的・共和主義的主張と近接する面があり、日本国憲法が前提とすると考えられる「個人の尊重」原理ないしリベラリズムの原則との関係について、整理・検討する必要がある。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

臨床研究については、機関内倫理審査委員会による事前審査が行われることが一般的であるが、本研究は、それを法的拘束力のあるものとして法律で定めることが許されるかを、とくに憲法上の学問の自由との関係で

整理・検討しようとしてきた。

その際に、研究活動の自由を、憲法が採用する「個人の尊重」原理の観点から捉えたとして、「個人の尊重」原理が前提としている何らかの実体的な価値や公序がある可能性がある。その探究のために、人工妊娠中絶を題材にして、「自己決定権」の多義性およびその他者・社会関係的な複雑な性格を明らかにした。

また、倫理審査の基準となる「倫理」の自身についての検討がその合憲性を考えるにあたって重要となるが、それについて「個人の尊重」原則との関係で一定の整理を行うことができた。

以上のことから、本研究は順調に進展していると考える。

4. 今後の研究の推進方策

ここまでの研究は、学問の自由についての個人的・人権的性格について重点を置いてきたが、今後は、集団的・特権的性格についても合わせて検討をさらに進めていく。

また、国公立機関等の研究者の地位についての考察は、時間的・資金的な制約から試論的なものにとどまることもやむをえないが、できるだけ進めたい。

さらに研究により得られた知見を論文のかたちにとどめて公表していくことにも、力を入れたい。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 中山茂樹、妊娠中絶の権利は「自己決定権」か——公私区分の一断面、大石眞ほか編『初宿正典先生還暦記念論文集 各国憲法の差異と接点』(成文堂)、495-519頁、2010年、査読なし